

住宅用地の特例、家屋・土地の異動に関する届け出について

住宅が建っている土地は、建物がない土地や、店舗・事務所などの建っている土地に比べ税金が安くなっています。

5月には、固定資産税第1期分の納期月です。
早めに納付しましょう。

【住宅用地の特例】

区 分		土地の使い方と面積		固定資産税
住宅用地	小規模住宅用地	住宅やアパートの敷地	200 m ² 以下	価格× 1/6 ×税率
	一般住宅用地		200 m ² 超え	価格× 1/3 ×税率
非住宅用地		空き地や店舗、事務所などの敷地		価格×税率

住宅を壊した場合、その住宅分の税金はなくなりますが、土地の税金はもとに戻る（上がる）こととなりますので、固定資産税が上がることもあります。なお、住宅用地の特例には申告が必要となります。

◆家屋（車庫や物置なども含む）を取り壊したり、新築・増築をした場合、町への届け出が必要です。
また、土地の利用状況などに変更（例：畑の一部を駐車場に利用など）がある場合も同様に届け出が必要です。
該当する場合は必ず下記担当へご連絡ください。届け出がないと、誤った固定資産税が賦課される場合がありますので、必ず届け出をしてください。

→ 不明な点やわからない点があれば、下記まで問い合わせをお願いします。

【問合せ先】役場住民課 固定資産税担当（電話 72-0333）

ペットボトルの【ボトル to ボトル】水平リサイクル実施に関する協定を締結しました

令和7年2月12日、鳥取県西部広域行政管理組合、境港市は、鳥取県西部再生資源事業協同組合、サントリーグループ（サントリー食品インターナショナル株式会社、サントリーホールディングス株式会社）、永伸商事株式会社と「ボトル to ボトル」水平リサイクルの実施に関する協定を締結し、令和7年3月1日から実施しています。

【水平リサイクルについて】

水平リサイクルとは、使用済みペットボトルを原材料として、新しいペットボトルに再生することで、何度でも資源を繰り返し利用することが可能となるリサイクル方法です。

- ・新たな化石由来原料から新しいペットボトルを作るよりもCO₂（二酸化炭素）排出量を約60%削減できます。
- ・水平リサイクルにより、使用済みペットボトルを資源として繰り返し使用することで、循環型社会の実現に貢献できます。



【住民の皆さまへのお願い】

効率的なリサイクル、資源循環を行うために、飲み終わった後のペットボトルの分別排出にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・キャップとラベルは必ず外してください。 ・中を水で軽くすすぐなど、中をきれいにしてください。
- ・お住まいの市町村の決められた方法で排出してください。

【問い合わせ先】鳥取県西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ（電話 0859-68-4071）



町では、さまざまな移住定住に関する支援を行っています。
「ふるさとに帰りたいけど不安な面がある」「住むところは？」
など、皆さんの悩みや相談事をサポートします。

【問合せ先】役場企画政策課（電話 72-0332）

□ 町外で働く場合も安心。

【移住者通勤費支援補助金】

町外の勤務先に通勤する場合の通勤費を補助します。
(計 5 年間)

対象者：移住者

補助額：通勤距離、勤務先から支給される交通費の額などをもとに所定の計算式で計算した額。4 年目以降はその額の 1/2 (上限 2 万円 / 月)

□ 子どもたちの未来を応援。

【あゆ奨学金】

申請者が町外から移住した児童・生徒の保護者である場合、返還不要の奨学金を支給します。
(移住から 3 年が経過する年度末まで)

対象者：移住者かつ日野学園または日野高校に通う児童・生徒と同居する保護者

補助額：児童・生徒 1 人につき月額 1 万円

□ 東京圏⇒日野町へ。

【移住支援金】

東京圏からの移住者に、支援金を交付します。

対象者：直近 5 年以上、東京 23 区に居住していたまたは東京圏（離島等条件不利地域を除く）から 23 区内に通勤していた移住者で、県指定の企業に就職し、3 カ月以上勤務した人および県の補助を受けて起業した人

注意事項：申請日が転入から 1 年未満

★その他、移住・定住促進住宅整備費補助金、空き家家財道具等処分費補助金など、詳しくは役場企画政策課までお問い合わせください。

□ 若年層の結婚を応援する。

【仲人支援補助金】

若年者の出会いと結婚を仲介した人に、成果報酬型の補助金を交付します。

※若年者…婚姻届を提出した年度の 4 月 1 日時点で 39 歳以下の人

対象者：仲人を務めた人

補助額：成婚 1 組につき 10 万円

注意事項：仲人を務めた人、結婚した人それぞれに要件があります。また、婚姻届の提出から 1 年が経過すると対象外となります。詳しくは役場企画政策課までご連絡ください。

□ 気軽に日野町へ帰省しよう。

【日野町出身学生帰省支援補助金】

日野町出身で町外に住みながら大学や専門学校等の学校に通う学生が、お盆や年末年始などに一時的に帰省する際の費用の一部を補助します。

※申請は 1 人につき 1 回限りです。

※帰省される前に、役場企画政策課までご連絡ください。申請書類を事前にお渡しします。帰省後、経費の領収書の写しなどの提出が必要です。大切に保管しておいていただくようお願いします。

対象者：次のすべてに該当する人

- ①町内のいずれかの学校または保育所を卒業・卒園した人
- ②帰省先の実家などが町内にある人
- ③現在町外に住みながら学校などに通っている人
- ④「日野町ふるさと住民票」に新たに登録する人
- ⑤日野町アプリを使用している人

※対象者の父母や祖父母が代わりに申請も可能

対象経費：①鉄道・バス・航空機・船舶など公共交通機関の運賃②自家用車を利用する場合、高速道路の料金（ガソリン代は対象外）

補助額：居住地から日野町までの帰省にかかる経費の 10/10（帰省時の片道分：上限 2 万円）

